

裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
事 件 番 号	令和4年（行ヒ）第228号・第229号
事 件 名	法人税更正処分等取消請求上告受理事件・同附帯上告受理事件
判決年月日	令和5年11月6日
判 示 事 項	1 租税特別措置法施行令（平成29年政令第114号による改正前のもの）39条の16第1項を適用することができないとした原審の判断に違法があるとされた事例 2 増額更正処分後に国税通則法23条1項の規定による更正の請求をし、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた者は、当該通知処分の取消しを求める訴えの利益を有するか（積極）
判 決 要 旨	1 内国法人に係る特定外国子会社等の事業年度の途中で当該特定外国子会社等の発行する優先出資証券が償還され、同事業年度終了の時には、当該特定外国子会社等の発行済株式等が、当該内国法人が有し剰余金の配当等が予定されていない普通株式のみとなった場合において、当該特定外国子会社等の事業年度を当該優先出資証券の償還日の前日までとするなどの方法を採用する余地もあったなどの事情の下では、租税特別措置法施行令（平成29年政令第114号による改正前のもの）39条の16第1項を適用することができないとした原審の判示には、租税特別措置法（平成29年法律第4号による改正前のもの）66条の6第1項の解釈適用を誤った違法がある。 2 増額更正処分後に国税通則法23条1項の規定による更正の請求をし、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けた者は、当該通知処分の取消しを求める訴えの利益を有する。
事案の概要	銀行業を営む内国法人であるXは、自己資本比率の増強を目的として、ケイマン諸島にXの外国子会社である特別目的会社2社（租税特別措置法（平成29年法律第4号による改正前のもの）66条の6第1項所定の特定外国子会社等に該当する。以下「本件各子会社」という。）を設立し、本件各子会社に優先出資証券を発行させ、本件各子会社が同発行により得た資金を原資として、本件各子会社から借入れをして資金調達を行うスキーム（以下「本件資金調達スキーム」という。）を組成した。そして、本件各子会社は、本件資金調達スキームにより発行した優先出資証券を本件各子会社の平成26年12月30日から平成27年12月3日までの事業年度（以下「本件各子会社事業年度」という。）の途中で償還し、同事業年度の終了の時（平成27年12月3日）における本件各子会社の発行済株式等（株式又は出資をいう。以下同じ。）は、Xの保有する普通株式のみとなった。 本件は、Xが、本件各子会社事業年度に係る本件各子会社の発行済株式等のうちXの租税特別措置法施行令（平成29年政令第114号による改正前のもの）39条の16第1項所定の「請求権勘案保有株式等の占める割合」（以下、Xに係る同割合を「本件保有株式等割合」という。）は0％であり、本件各子会社事業年度における課税対象金額は0円であ

	るとして、Xの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）に係る法人税及び地方法人税（以下「法人税等」という。）の申告をしたところ、処分行政庁から、本件各子会社事業年度の終了の時点における本件保有株式等割合は100%であり、本件各子会社の適用対象金額の全額（84億8279万0107円）が課税対象金額としてXの本件事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入されるなどとして、法人税等の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、上記各処分（その後の減額更正処分等により一部取り消された後のもの。）の取消しを求めた事案である。
訟 務 月 報	70 卷 6 号